指定管理者選定委員会審査結果表

１　対象施設

月窓亭

市立児童館(美浜児童館、鴨女児童館)

２　指定管理者候補者選定の経過

日程	会議等	内　容　等
令和２年７月２９日(水)	第１回選定委員会	① 指定管理者の募集内容の決定 （募集要項・仕様書等の審議） ② 指定管理者の選定方法の決定 （評価項目･配点･最低基準点等の審議）
令和２年９月 10 日（木） ～10 月９日（金）	指定管理者募集 公募期間１か月	・お知らせ版（9 月 10 日号）、市政の窓（10 月号）、ホームページで周知
令和２年 10 月 23 日(金)	第２回選定委員会	・指定管理者候補者の選定 →（書類審査、ヒアリング審査）

３　選定委員会の委員構成

（1）　庁内委員　６名

副市長、総務課長、企画課長、財産監理課長、社会教育課長、福祉事務所長

（2）　庁外委員（外部の有識者）　１名

熊毛支庁総務企画課課長補佐

４　選定方法及び選定基準

（1）　選定方法

「西之表市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第 4 条第１項に規定された基準に基づき評価項目を設定し、総合点数方式*により指定管理者候補者を選定しました。

※評価項目ごとに５段階評価を行い、その合計点の最も高い団体を指定管理者候補者として選定するもの

（2）　選定基準

①平等利用の確保

事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

②施設の効用の最大化・サービス水準の向上

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

③管理経費の縮減

事業計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

④安定的管理能力

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

⑤危機管理・法令遵守

事業計画書の内容が、関係法令及び条例等の規定を遵守し、施設の適切な管理ができるものであること。

５　評価得点の最低基準

（1）　最低基準点の設定

各評価項目について、各委員の合計点の平均（得点率）が 60 パーセント以上であることを最低基準としました。

６　選定委員会における審査結果

（1）　応募団体

対象施設	選定方法	応募団体
月窓亭	公募	赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会
市立児童館	非公募	社会福祉法人西之表市社会福祉協議会

（2）　指定する期間

対象施設	指定する期間
月窓亭	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（３年間）
市立児童館	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（３年間）

（3）　採点結果

施設名：月窓亭

候補者：赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会

評価項目（選定基準）	配点	満点*1	応募団体採点結果	
			得点	得点率*2
① 平等利用の確保	10	60	44	73.3%
② 施設の効用の最大化・サービス水準の向上	30	180	148	82.2%
③ 管理経費の縮減	10	60	42	70.0%
④ 安定的管理能力	30	180	130	72.2%
⑤ 危機管理・法令遵守	20	120	84	70.0%
合　計	100	600	448	74.6%
	最低基準に満たない項目			なし

＊1 満点：配点×6 人（委員数）

＊2 得点率：得点÷満点（※60%が最低基準）

施設名：市立児童館

候補者：社会福祉法人西之表市社会福祉協議会

評価項目（選定基準）	配点	満点*1	応募団体採点結果	
			得点	得点率*2
① 平等利用の確保	10	60	44	73.3%
② 施設の効用の最大化・サービス水準の向上	30	180	134	74.4%
③ 管理経費の縮減	10	60	36	60.0%
④ 安定的管理能力	30	180	116	64.4%
⑤ 危機管理・法令遵守	20	120	84	70.0%
合　計	100	600	414	69.0%
	最低基準に満たない項目			なし

（4） 選定結果

最低基準点に満たない評価項目がなく、また、採点結果確定後の協議においても、支障なしと判断されたため採択とします。